

議題3 (仮称)横須賀市新環境基本計画の策定に伴う 「環境教育・環境学習マスタープラン」の取り扱いについて

本日議論していただくこと(イメージ)

前回の当会議で「環境教育・環境学習マスタープラン(以下、「マスタープラン」という。)」の計画期間の終了後の取り扱いについては、「(仮称)横須賀市新環境基本計画(以下、「新計画」という。)」に統合していくとの考えを説明させていただきました。

本日は、環境教育・環境学習の現状と課題の整理や統合の方法・視点などについて、2月14日(金)に開催した環境審議会での資料をもとにご意見をいただきたいと考えています。

1 「マスタープラン」策定の根拠

「マスタープラン」は「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律(以下、「環境教育促進法」という。)」第8条の規定に基づき、本市の環境教育・環境学習の推進に関する基本的な考えとその方向性などを定め、「横須賀市環境基本計画(以下、「環境基本計画」という。)」の分野別計画として、平成20年(2008年)3月に策定しました。

「マスタープラン」の計画期間は、「環境基本計画」と同様に、令和3年度(2021年度)で終了することから、本来であれば令和4年度(2022年度)以降の環境教育・環境学習に関する新たな「マスタープラン」を策定することになります。

2 課題と現状把握について(出所:環境省環境教育等促進法施策資料を要約)

国(環境省)では、環境教育・環境学習の課題と現状把握について、以下のように示しています。

(1) 環境教育・ESD(持続可能な開発のための教育)の役割

① 持続可能な社会の構築を目指して、環境と社会、経済、文化等とのつながりについて理解を深める学習

② 環境教育・ESD=SDGs(持続可能な開発目標)という目標の達成に向けた人づくりのための教育

(2) 環境教育等促進法における基本方針の変更(平成30年6月26日閣議決定)

① 変更の主なポイント

ア 体験活動の捉え直し

・ 体験の内容 ⇒ 自然体験、社会体験、生活体験

・ 学びのプロセス ⇒ 感性を働かせ(インプット)、その中から見いだした意味や価値を他者に表現する(アウトプット)

・ 体験の効果 ⇒ これまでになかった気づきや感動、自尊感情や創造力の向上等

イ 体験の機会の場の活用

地域や民間企業が取り組む「体験の機会の場」を「地域や国を超えた交流の拠点として位置付けて、人の交流促進、成長につながる学びの提供、地域や企業の魅力の再認識を通じて、持続可能な社会づくりにつなげていく。

(3) 環境教育等を取り巻く現状

小・中学校の新学習指導要領の前文に「持続可能な社会の創り手」の育成が明記されていることから、これらを踏まえつつ、環境教育・環境学習については、市域の自然的・社会的条件に応じた環境教育促進法に基づく行動計画として新計画に位置付けていきたい。

3 新環境基本計画との関係（第 66 回環境審議会資料抜粋）

第 66 回環境審議会において、新環境基本計画の策定に伴う環境教育・環境学習の取り扱いが議論されています。

（1）計画の体系をどうするか？

[方向性（考え方）]

「基本目標」とする環境分野は現行計画をベースに検討し、「自然とみどり」、「生活環境の保全」「地球温暖化対策」「廃棄物対策」のほか、新たに「公園の維持管理・整備・利活用」「気候変動への対応」、「環境教育・環境学習」についても柱となり得る候補としたい。

また、現行計画の「基本目標5」に相当する「市民協働」の取り扱いについては、環境分野として柱とするかについては検討したい。

- ①大気、水質、土壌、騒音、振動など・・・・・・・・・・・・・・・・生活環境の保全
- ②自然やみどり・・・・・・・・・・・・・・・・自然とみどりの保全・活用
- ③エネルギー利用、温暖化対策・・・・・・・・・・・・・・・・地球温暖化対策の取組の推進
- ④ごみの適正処理、資源化、再利用など・・・・・・・・処理循環型社会の形成
- ⑤公園の維持管理・整備・利活用・・・・・・・・公園機能の充実
- ⑥気候変動への対策・・・・・・・・・・・・・・・・気候変動緩和策の推進
- ⑦環境とふれあう機会や場の提供・・・・・・・・環境教育・環境学習の推進

（2）「環境教育・環境学習マスタープラン」の取り扱いをどうするか？

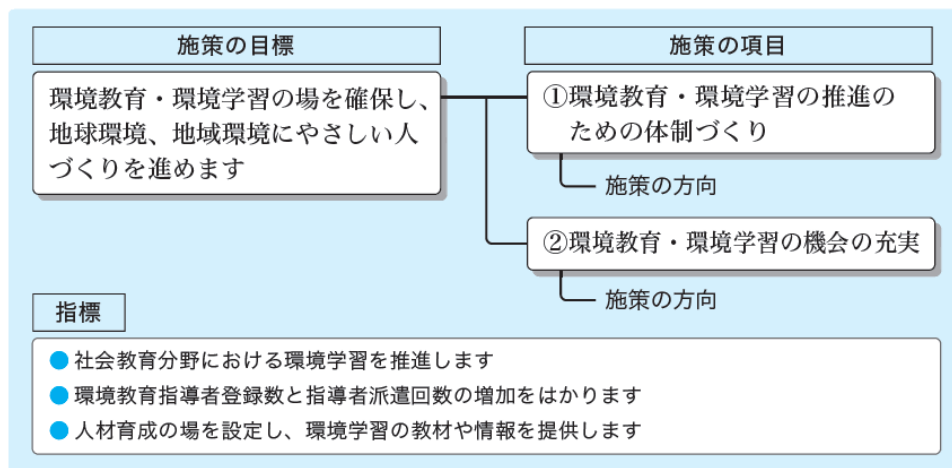
[方向性（考え方）]

「環境教育・環境学習マスタープラン」は、「環境教育促進法」に基づき策定しているものの、各種行政計画を整理・統合するという本市全体の方針もある中で、**新計画においては、「環境教育・環境学習」を「環境目標」の1つとするとともに、「環境教育促進法」における行動計画としてもこれまでどおり位置付けたい。**

基本的にはこれまでの「環境教育・環境学習マスタープラン」の内容を精査し、特に市民や学校等にとっても分かりやすい内容としたい。

4 新計画における環境教育・環境学習の骨格

現行「マスタープラン」では、基本目標『環境教育・環境学習の場を確保し、地球環境、地域環境にやさしい人づくりを進めます』及び目標達成のための4つの基本方針（「人づくり」「機会づくり・場づくり」「情報提供・普及啓発」「連携・協働」）を掲げ、環境基本計画と以下の図のように整合を図っています。



新計画策定にあたっては、新計画の基本目標の1として新たに『環境教育・環境学習の推進』を掲げ、現行「マスタープラン」の4つの基本方針の新計画への落とし込みや課題に対応した新たな「施策の方向」などを検討していきたいと考えています。

環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律

(都道府県及び市町村の行動計画)

第八条 都道府県及び市町村は、基本方針を勘案して、その都道府県又は市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を作成するよう努めるものとする。

2 行動計画には、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする。

一 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項

二 環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関し実施すべき施策に関する事項

三 その他環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する重要な事項

3 都道府県及び市町村は、行動計画を作成しようとするときは、あらかじめ、住民その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

4 都道府県及び市町村は、行動計画を作成したときは、遅滞なく、これを公表するよう努めるものとする。

5 行動計画を作成した都道府県及び市町村は、毎年一回、行動計画に基づく施策の実施の状況を公表するよう努めるものとする。

6 前三項の規定は、行動計画の変更について準用する。

環境基本条例

(教育及び学習の振興等)

第 16 条 市は、市民等が環境の保全及び創造について理解を深め、環境への負荷の低減に資する活動が促進されるようにするため、環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興に寄与する知識の普及等の啓発活動の推進、人材の育成及び相互交流の機会の拡充並びに環境の保全及び創造に関する広報活動の充実を図るものとする。

(情報の提供)

第 18 条 市は、第 16 条に規定する環境の保全及び創造に関する教育及び学習の振興並びに前条に規定する市民等の自発的な活動の促進のため、環境の状況等に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。